

三郷市空家等対策計画 (案)

令和5年2月

三郷市

「はじめに」

市長あいさつを挿入予定

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 本計画の位置づけ.....	2
3 空家等に関する国の動向.....	3
4 関連計画における空家等対策の位置づけ.....	6
第2章 三郷市の空家等を取り巻く現状	7
1 人口及び世帯.....	7
2 空家等の現状.....	10
3 GISを用いた分析.....	17
4 空家等対策に係る課題.....	22
第3章 空家等対策に係る基本的な方針	23
1 取組方針.....	23
2 対象とする地域.....	23
3 対象とする空家等の種類.....	24
4 計画の期間.....	24
5 計画の目標.....	24
第4章 空家等対策に関する施策	25
1 空家等の調査に関する事項.....	26
2 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項.....	27
3 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項.....	29
4 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項.....	32
5 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項.....	34
6 空家等に関する対策の実施体制に関する事項.....	35
7 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項.....	38
資料編	
1 空家等対策の推進に関する特別措置法.....	43
2 三郷市空家等の適切な管理に関する条例.....	48
3 空家等実態調査（令和2、3年度）における所有者等アンケート結果.....	51

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

全国的な人口減少、少子高齢化等を背景に、適切に管理されずに放置された空家等が増加し、防災・衛生・景観等の面で周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが大きな社会問題となっています。

こうした空家等に対する対策を進めるため、国において、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）」が公布され、平成27年5月に全面施行されました。

本市においても、平成29年3月に「三郷市空家等の適切な管理に関する条例（以下、「空家条例」という。）」を施行し、また、平成30年3月に、空家法に基づく「三郷市空家等対策計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、空家等対策を進めてきました。

本市の空家等の現状については、総務省統計局が実施した平成30年住宅・土地統計調査によると、平成25年の調査と比較して空き家数、空き家率がともに減少し、国平均、県平均と比べても低い水準で推移しています。また、本市で令和2年度と令和3年度に実施した空家等実態調査では、空家数が694棟、空家率が1.84%という結果が得られました。

他方、令和2年の国勢調査の結果では、持ち家に住んでいる65歳以上の単独世帯と夫婦ともに65歳以上の夫婦のみの世帯の割合を合わせると、市全体の4分の1に迫る状況であることから、今後、高齢化の進展とともに、空家等が増加することが懸念されます。また、「三郷市都市計画マスタープラン」策定時に実施したアンケート調査では、「住宅地又は個々の住宅について、今後力を入れていく必要がある取組」について、「空き家住宅の有効活用や中古住宅の流通促進」という回答が上位となっており、空家等の発生予防、適正管理、除却を含めた利活用などの対策は、地域住民の住環境を保全する上で重要なものとして、今後も継続的に取組む必要があります。

このため、空家等対策に係る国の動向や、本市の空家等の現状を踏まえ、総合的かつ計画的に空家等対策の推進及び利活用の促進を図り、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、本計画を改定します。

■本計画における表記の使い分け

【空家等】…「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項の定義に基づき使用します。
建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

【空き家】…「住宅・土地統計調査（総務省統計局）」の定義に基づき使用します。
一戸建の住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅において、ふだん人が居住していない住宅
なお、家庭生活を営むことができないような「廃屋」は、調査の対象外

【空家】…本市が令和2年度、令和3年度に実施した空家等実態調査の結果に基づきます。
市内全棟の現地調査を行った上で、空家等と思われる建物の所有者等に対して実施したアンケート調査の回答内容から、「空家等ではない」と判明したものを除いた全ての建物のことをいいます。
なお、アンケート調査において返送がなかった建物については、「空家等である」、「空家等ではない」の判定が保留のため、空家に含むものとしています。

2 本計画の位置づけ

本計画は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等の適切な管理に関し必要な事項を協議するために設置した、三郷市空家等対策協議会における協議を踏まえ、空家法第6条に規定する空家等対策計画として策定しました。

市の上位計画である「第5次三郷市総合計画」との整合を図るとともに、「三郷市都市計画マスタープラン」等各種計画との整合を図りつつ、計画を推進してまいります。

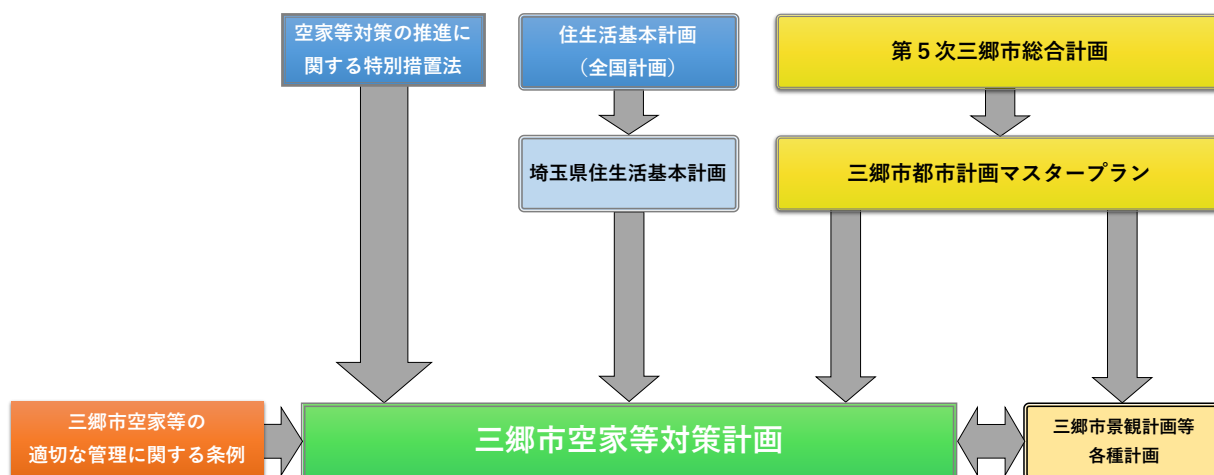


図 1 本計画の位置づけ

3 空家等に関する国の動向

(1) 住生活基本計画（全国計画）の改定

国の住宅政策の指針となる「住生活基本計画（全国計画）」が令和3年3月に改定され、閣議決定されました。この計画では、「社会環境の変化」、「住宅ストック・産業」の2つの視点において設定された2つの目標に、以下のように位置づけられました。

目標1では、空き家等の既存住宅活用を重視することで、地方、郊外、複数地域での居住を推進することを基本的な施策としています。目標7では、空き家の適切な管理を促進するとともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空家の除却や、立地・管理状況の良好な空家の多様な利活用を推進するための基本的な施策を定めています。

住生活基本計画(全国計画)内、空家等対策に関する主な事項（抜粋）
<p style="text-align: center;">① 「社会環境の変化」の視点</p> <p style="text-align: center;">目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現</p> <p>(1)国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進 (基本的な施策)の一部 ○空き家等の既存住宅活用を重視し、賃貸住宅の提供や物件情報の提供等を進め、地方、郊外、複数地域での居住を推進</p>
<p style="text-align: center;">③ 「住宅ストック・産業」の視点</p> <p style="text-align: center;">目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進</p> <p>(1)空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空家の除却 (基本的な施策) ○所有者等による適切な管理の促進。周辺の居住環境に悪影響を及ぼす管理不全空家の除却等や特定空家等に係る対策の強化 ○地方公共団体と地域団体が連携し相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進 ○所有者不明空き家について、財産管理制度の活用等の取組を拡大</p> <p>(2)立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進 (基本的な施策) ○空き家・空き地バンクを活用しつつ、古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅等、多様な二地域居住・多地域居住を推進 ○中心市街地等において、地方創生やコンパクトシティ施策等と一体となって、除却と合わせた敷地整序や、ランドバンクを通じた空き家・空き地の一体的な活用・売却等による総合的な整備を推進 ○空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援</p> <p>(成果指標) ・市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数 9万物件(H27.5~R2.3)→ 20万物件(R3~12)</p>

図 2 「住生活基本計画（全国計画）」における空家等対策に関連する目標、基本的な施策等

資料：「住生活基本計画（全国計画）（概要）」（国土交通省）

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001392091.pdf>) を参考に加工して作成

(2) 空家法に基づく基本的な指針の改正

国において、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成27年2月に空家法の一部施行とともに基本的な指針が定められました。その後、空家法施行後の取組状況や地方公共団体からの要望等を踏まえ、空家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要があることから、基本的な指針の一部改正が令和3年6月に行われました。

【改正のポイント】

- 特定空家等の対象には「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される」空家等も含まれる旨を記載
- 所有者等の所在を特定できない場合等において、民法上の財産管理制度を活用するために、市町村長が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行うことが考えられる旨を記載
- 地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体について、協議会の構成員の例に加えるとともに、専門的な相談について連携して対応することを記載 等

(3) 特定空家等に対する措置に関するガイドラインの改正

国において、平成27年5月に空家法を全面施行するとともに、市町村が特定空家等の判断の参考となる基準等及び特定空家等に対する措置に係る手続について、参考となる考え方として、「特定空家等に対する措置に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を示しました。その後、空家法施行後の取組状況や地方公共団体からの要望等を踏まえ、特定空家等への対応を推進するため、令和3年6月にガイドラインが改正されました。

【改正のポイント】

- 災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合は災害対策基本法に基づく措置も考えられる旨を記載
- 特定空家等の判断に際して参考となる基準に「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される場合」の参考となる考え方の例を記載
- 空家等の所有者等の特定に係る調査手法、国外居住者の調査方法及び所有者等を特定できない場合の措置について記載
- 外見上はいわゆる長屋等であっても、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、空家法の対象となる旨を記載 等

(4) 民法等一部改正法及び相続土地国庫帰属法の成立

国において、相続登記がされないこと等により、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、又は所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地、いわゆる「所有者不明土地」の問題を解消するため、令和3年4月に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立、公布されました。これらの法律により、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制が見直されました。

発生予防の面では、相続登記・住所等の変更登記の申請義務化や、法務大臣（法務局）による要件の審査・承認の上で、相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属できる制度（相続土地国庫帰属制度）が創設されました。

また、利用の円滑化の面では、所有者不明土地・建物の管理に特化した財産管理人制度の創設や、共有者不明の共有物の利用の円滑化のため、裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意をもって、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度が創設されたほか、遺産分割長期未了状態の解消を促進する仕組みの創設、相隣関係規定の見直しとして、ライフラインの引込みを円滑化し、土地の利用を促進する仕組みも整備されました。

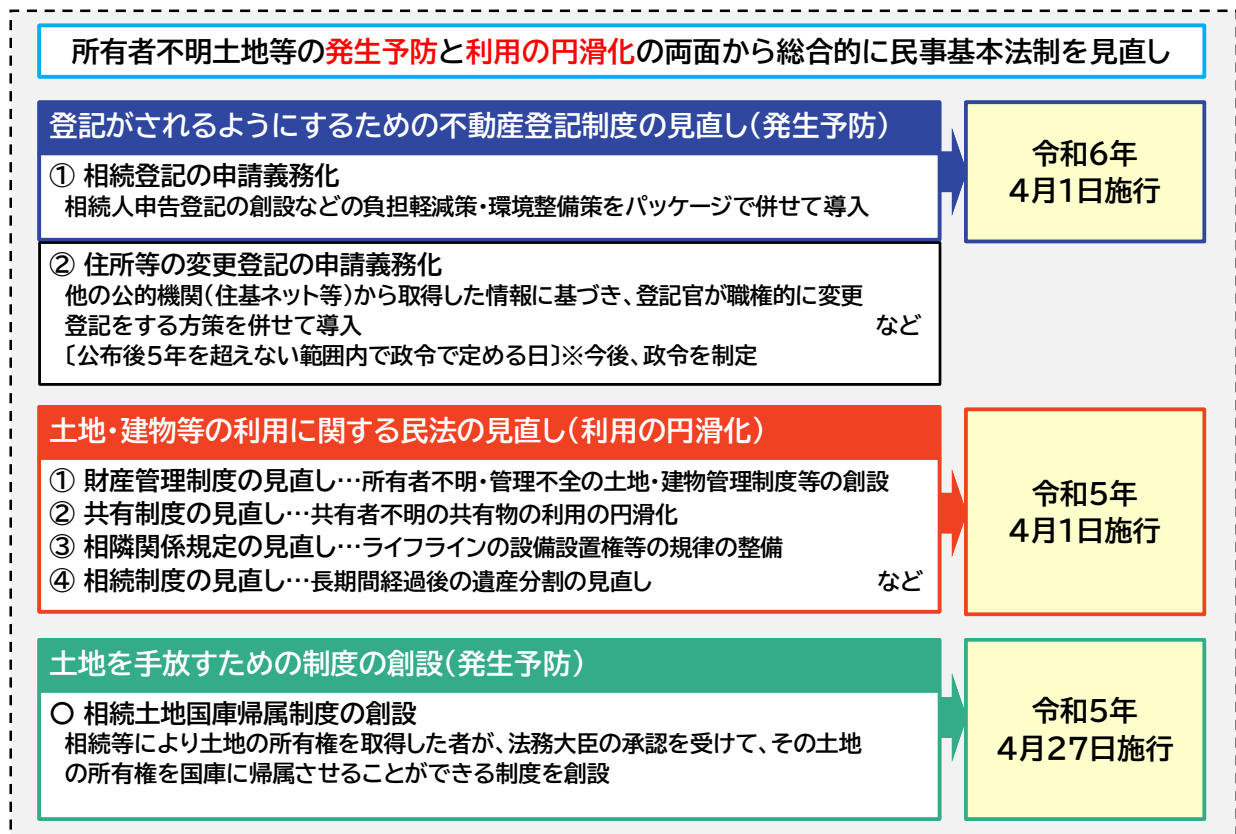


図 3 民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要

資料：「民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要」（法務省）

(<https://www.moj.go.jp/content/001375975.pdf>) を参考に加工して作成

4 関連計画における空家等対策の位置づけ

(1)「第5次三郷市総合計画」(令和3年度から令和12年度)

空家等対策に関しては、「まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり」において、「4-1-3 快適な住環境の創造」を推進する上で、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、空家等の管理・利活用の推進や、多様化・高度化する住宅ニーズへの対応等、誰もが安心して暮らせる魅力的な住環境の整備に努めるとしています。

(2)「三郷市都市計画マスタープラン」(令和3年度から令和22年度)

空家等対策に関しては、部門別まちづくりの方針「(6)生活充実まちづくりの方針」において、定住性の高いまちづくりを推進する上で、人口減少や高齢化に伴い空き家の増加が予想されることから、空き家の適正管理や利活用に向けた情報発信や相談窓口の開設等により、空き家の対策に取り組むとしています。

(補足) アンケート調査結果からみた空家等に対する市民意識

「三郷市都市計画マスタープラン」におけるアンケート調査の中で、「住宅地または個々の住宅について、今後力をいれていく必要がある取組について(2つ以内で○をつけてください)」に対し、「空き家住宅の有効活用や中古住宅の流通促進」が回答数339件(35.9%)と3番目に多いことから、市民の関心が高いことがうかがえます。

表1 問「住宅地または個々の住宅について、今後力をいれていく必要がある取組(2つ以内で○をつけてください)」に対する回答集計結果

選択項目	回答数 (複数回答)	割合						
		0	10	20	30	40	50	60
狭い生活道路の改善等による既存住宅地の防災力の向上	412	43.6%						
下水道や公園の整備・改善等、既存住宅地の居住環境の向上	372	39.4%						
空き家住宅の有効活用や中古住宅の流通促進	339	35.9%						
住宅の耐震化や老朽化した住宅の建替えの促進	185	19.6%						
太陽光発電や蓄電池の導入支援など環境にやさしい住宅の普及	148	15.7%						
庭木や生け垣等による緑豊かな住宅地づくり	101	10.7%						
わからない	51	5.4%						
新しい住宅地の開発促進	50	5.3%						
高層マンションの建設促進	23	2.4%						
その他	18	1.9%						
合計	1,699	179.8%						
回答者数	945	100.0%						
未回答者数	27							

資料：「三郷市都市計画マスタープラン(令和3年9月)」p.22を加工して作成
 ※無作為抽出した18歳以上の市内在住者3,000人を対象にしたアンケート調査

第2章 三郷市の空家等を取り巻く現状

1 人口及び世帯

(1) 人口及び世帯数の推移

令和4年4月1日現在の本市の人口は142,758人となっており、全国的に人口は減少傾向にある中で、依然、本市の人口は増加傾向となっています。

平成5年から令和4年までの人口増加率は約8%で、世帯増加率は約55%となっています。これは、核家族化の進行や、単独世帯が増加していることが原因であると考えられます。

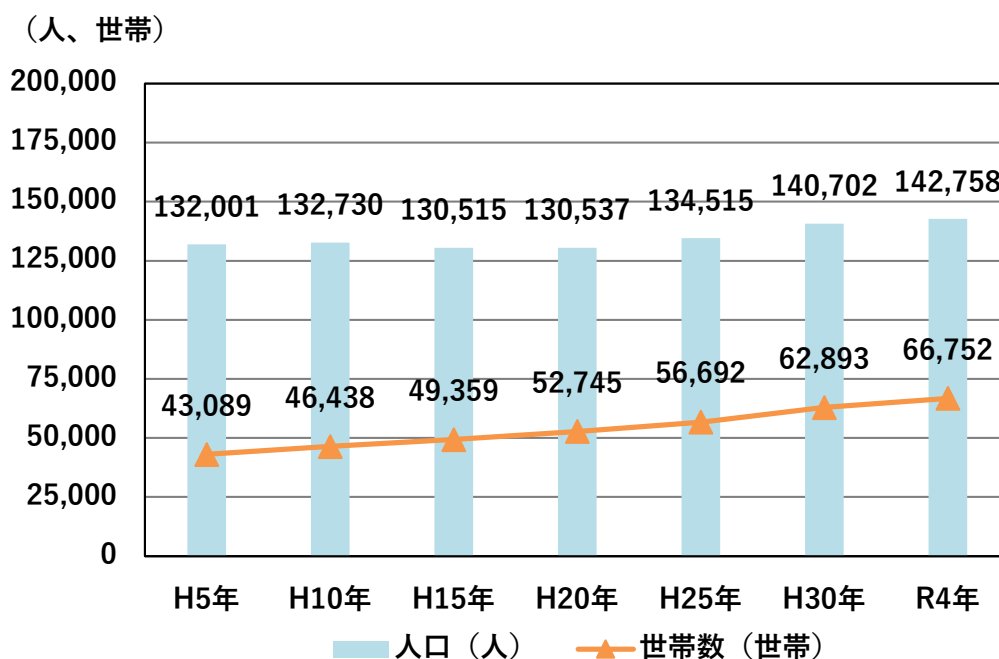


図4 人口及び世帯数の推移

資料：三郷市ホームページ「みさとの人口 人口・世帯数の推移（各年4月1日人口）」
(<https://www.city.misato.lg.jp/secure/1286/jinkounosuii20220401.XLS>)

※各年4月1日の人口及び世帯数

※H5～H20：住民基本台帳人口＋外国人登録人口、H25～R4：住民基本台帳人口（日本人＋外国人）

(2) 年齢別人口の推移

平成5年から令和4年の間で、本市の15歳未満の人口は、約8千人減少している一方で、65歳以上人口は、3万人以上増加しています。また、市全体人口における65歳以上人口の割合は、令和4年度で27.1%となっており、全体の4分の1以上の割合となっています。

このことから、少子高齢化が進展しており、直近10年間では高齢化率が約5ポイント増加していることから、本計画の期間中に高齢化率が30%を超えることも予測されます。

表 2 年齢別人口の推移

	H5年	H10年	H15年	H20年	H25年	H30年	R4年
0～14歳(人)	26,186	22,223	18,869	17,306	17,326	18,194	18,202
15～64歳(人)	98,342	100,484	96,898	91,464	87,550	85,643	85,768
65歳以上(人)	7,473	10,023	14,748	21,767	29,639	36,865	38,788

資料：三郷市ホームページ「みさとの人口 年齢別人口」(<https://www.city.misato.lg.jp/1167.htm>)

※各年4月1日の人口及び世帯数

※H5～H20：住民基本台帳人口+外国人登録人口、H25～R4：住民基本台帳人口(日本人+外国人)

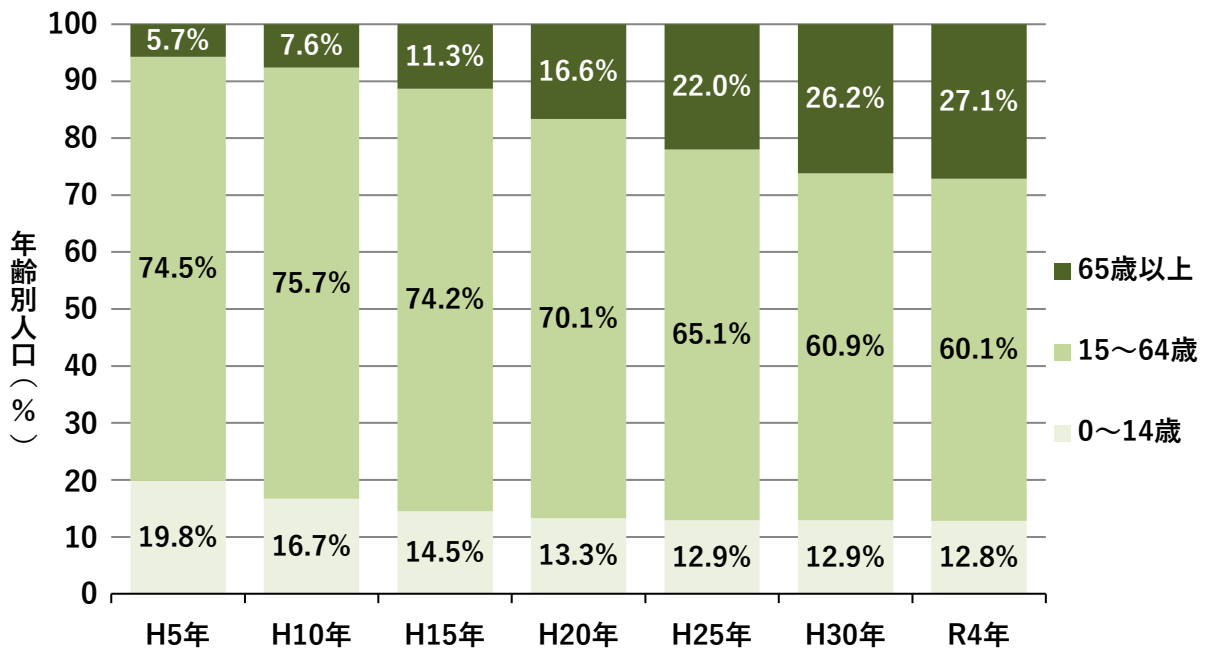


図 5 年齢別人口の推移

資料：三郷市ホームページ「みさとの人口 年齢別人口」(<https://www.city.misato.lg.jp/1167.htm>)

※各年4月1日の人口及び世帯数

※H5～H20：住民基本台帳人口+外国人登録人口、H25～R4：住民基本台帳人口(日本人+外国人)

(3) 高齢者世帯の状況

令和2年国勢調査の結果をみると、市内の持ち家に住んでいる全世帯に対する高齢者世帯の状況について、65歳以上の単独世帯と夫婦ともに65歳以上の夫婦のみの世帯を合わせると、全世帯数の4分の1に迫る状況となっています。また、65歳以上の単独世帯のみでみると、全国平均、県平均よりは低いものの、全世帯の約1割となっています。

表3 高齢者世帯の状況（持ち家に住んでいる世帯）

	世帯数（世帯）	65歳以上の単独世帯（世帯）	夫婦ともに65歳以上の夫婦のみの世帯（世帯）
全国	33,729,416 (100.0%)	4,435,064 (13.1%)	5,163,382 (15.3%)
埼玉県	2,060,276 (100.0%)	230,496 (11.2%)	307,260 (14.9%)
三郷市	37,413 (100.0%)	3,741 (10.0%)	5,292 (14.1%)

資料：令和2年国勢調査（総務省統計局）

(4) 将来推計人口

本市の人口動態は、三郷中央地区や三郷インターA地区の土地区画整理事業等を要因とした社会増により、現在も人口増加が続いています。一方で、本市で策定した「令和元年度 三郷市人口ビジョン」によると、令和12年前後をピークに、人口が減少に転じると推計しています。

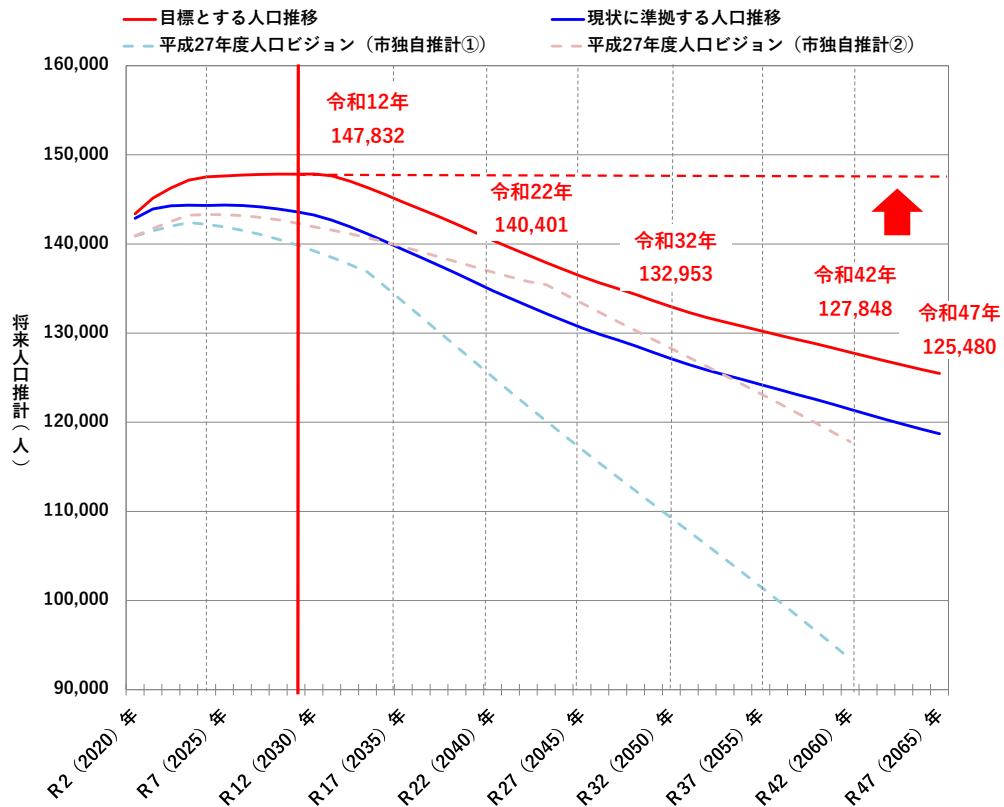


図6 三郷市の将来人口推計（長期）

資料：「令和元年度 三郷市版人口ビジョン（令和2年3月）」

2 空家等の現状

(1) 住宅・土地統計調査による空き家の現状

総務省統計局が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査」によると、三郷市内の空き家は、平成5年に2,940戸（空き家率6.5%）であったものが、平成25年には5,460戸（空き家率9.3%）となっており、20年間で空き家数、空き家率ともに増加していましたが、平成30年の調査では、空き家数が5,090戸（空き家率8.1%）で、ともに減少に転じています。

平成30年調査時点の全国の空き家率は13.6%で、埼玉県内の空き家率は10.2%となっており、三郷市の空き家率は、全国的に見ても低い水準であるといえます。

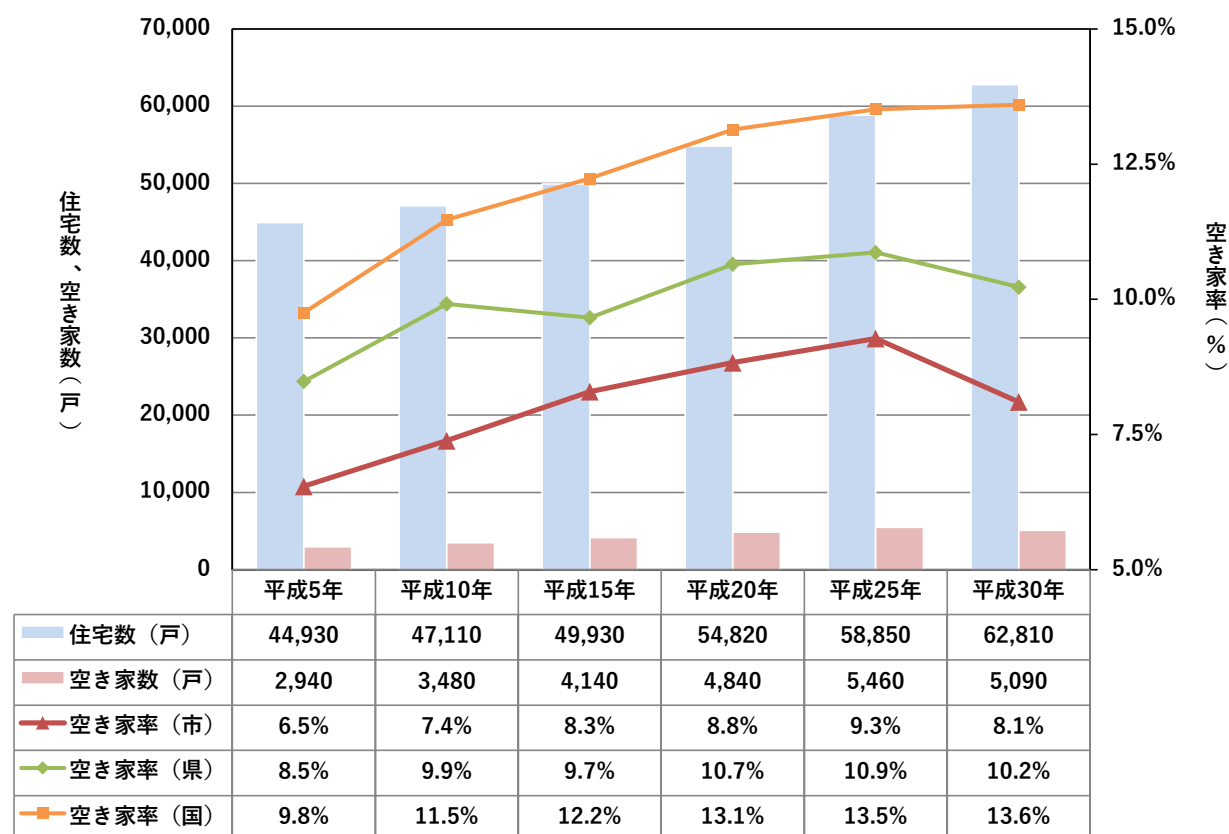


図 7 住宅数、空き家数、空き家率の推移

資料：住宅・土地統計調査（総務省統計局）（平成5年～平成30年）

【住宅・土地統計調査に関する補足】

住宅・土地統計調査は、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する、土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査です。5年ごとに実施され、国勢調査の調査区を基に抽出調査されるもので、数値については推計値になります。

住宅・土地統計調査では、空き家を用途によって分類しており、この分類のうち、「その他の住宅」とは、別荘、たまに寝泊まりする住宅、賃貸・売却用の住宅以外で、人が住んでいない住宅のことをいい、管理不全のまま目的なく放置され問題となっている空家等の大部分がこの中に含まれます。

平成30年調査時点の埼玉県内における「その他の住宅」の空き家率をみると、県全体で3.7%となっているなか、本市は1.8%となっており、県内で2番目に低い率となっています。本市では、今後も空家等対策の実施とともに、動向を注視していきます。

空き家率 (%)

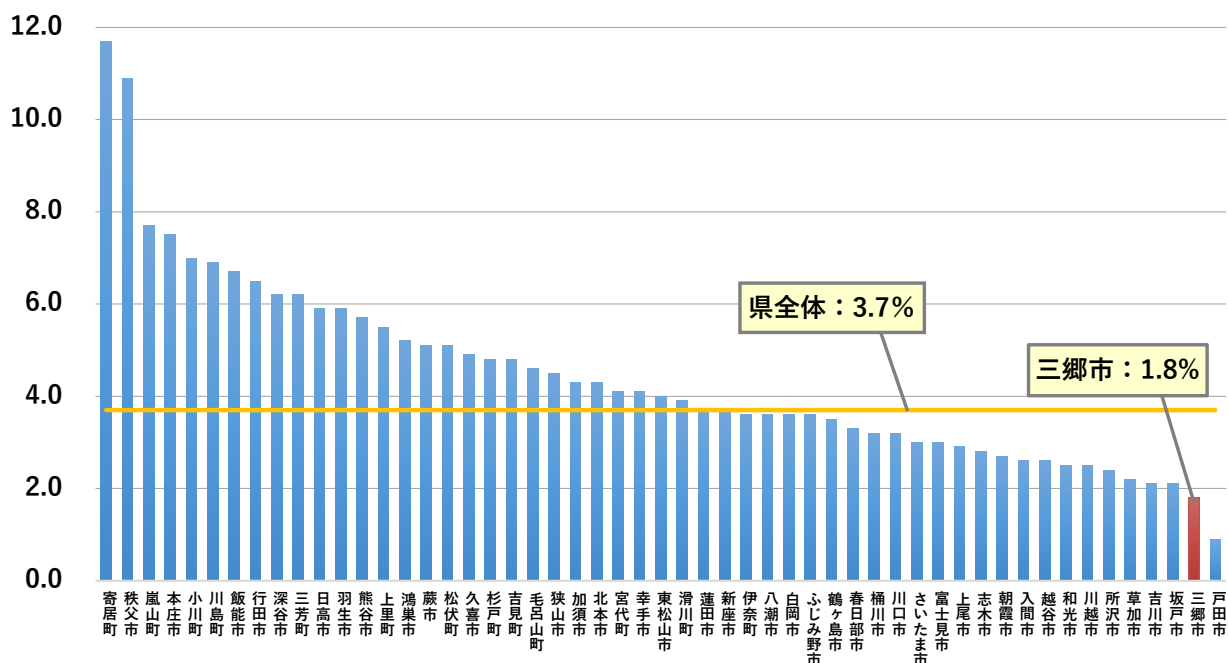


図 8 埼玉県内における「その他の住宅」の空き家率

資料：平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

【空き家の種類に関する補足】

「住宅・土地統計調査」（総務省統計局）では、「空き家」を4つに分類にしています。

(1) 二次的住宅

①別荘

週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

②その他

ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

(2) 賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

(3) 売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

(4) その他の住宅

上記以外の人住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

本市の空き家の内訳及び推移を種類別にみると、「その他の住宅」が平成20年から平成30年にかけて220戸増加しており、空き家全体の2割程度を占めています。

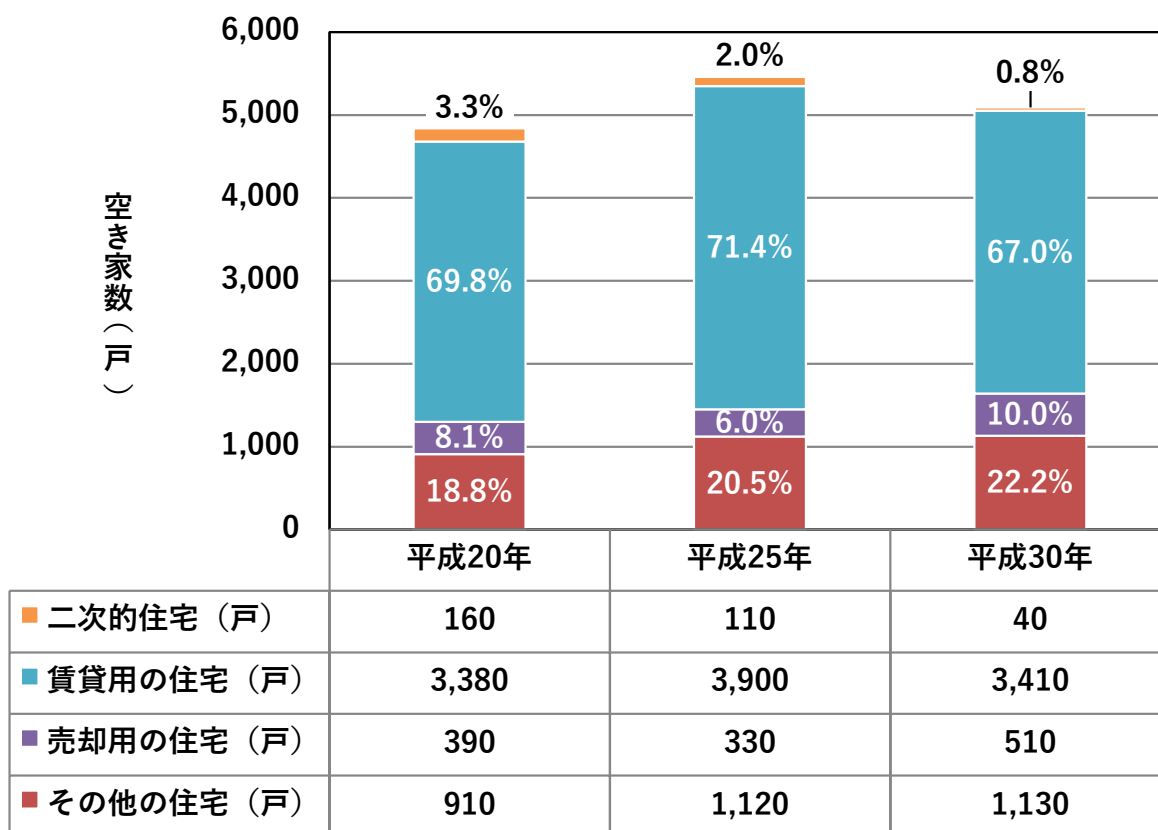


図 9 住宅の種類別空き家数の推移

資料：住宅・土地統計調査（総務省統計局）（平成20年～平成30年）

(2) 三郷市空家等実態調査結果

本市では令和2年度と令和3年度に、市全体の家屋等調査を実施し、空家等と思われる建物の所有者等の特定を行い、アンケート調査を実施することにより、本計画を策定するための基礎資料を整理しました。

空家等実態調査の実施フローは下図のとおりで、本市の空家の分布状況等は次のページ以降に示します。なお、アンケート調査結果は巻末の資料編に掲載しています。

①空家等実態調査の実施フロー

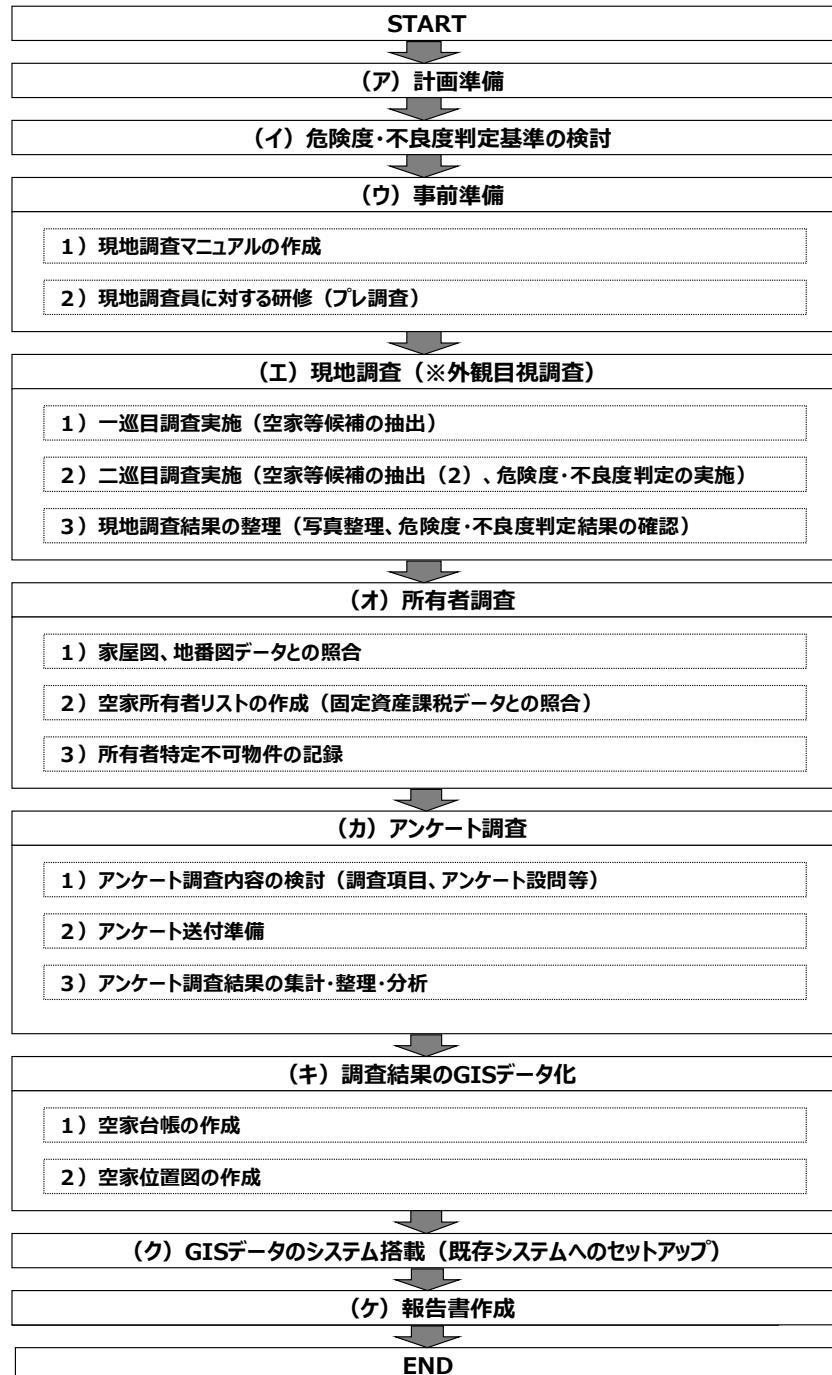


図 10 空家等実態調査の実施フロー

②本市における空家の分布

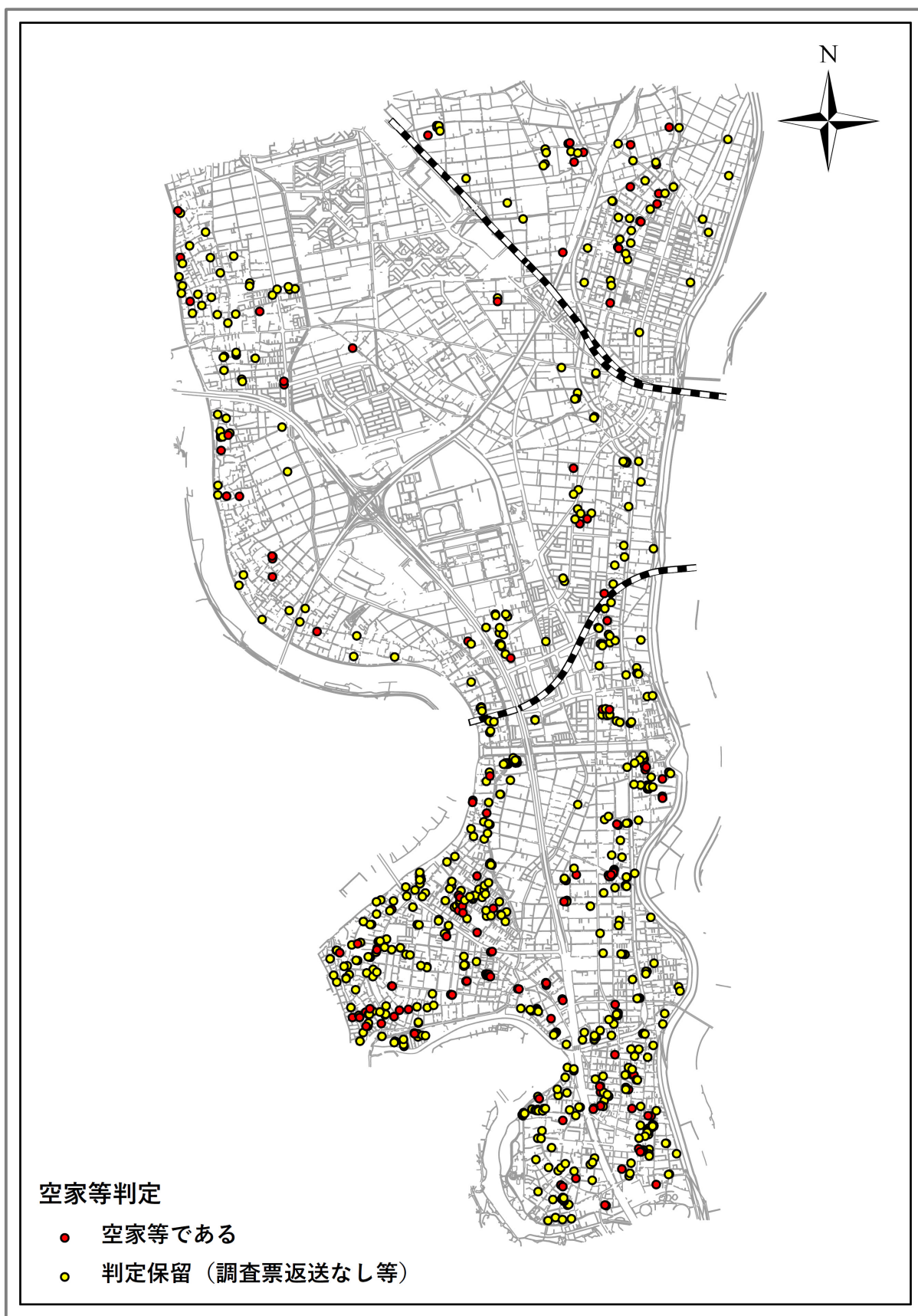


図 11 本市における空家の分布図

③大字別の空家数及び空家率

表 4 大字別の空家数及び空家率

大字コード	大字	空家数 (棟)	家屋棟数 (R3.1.1) (棟)	空家率	大字コード	大字	空家数 (棟)	家屋棟数 (R3.1.1) (棟)	空家率
375	戸ヶ崎5丁目	13	261	4.98%	060	丹後	0	11	-
583	栄3丁目	22	451	4.88%	130	笹塚	0	70	-
273	高州3丁目	39	814	4.79%	140	南達沼	0	176	-
574	新和4丁目	30	702	4.27%	150	駒形	0	149	-
575	新和5丁目	15	357	4.20%	200	横堀	0	0	-
612	鷹野2丁目	18	440	4.09%	300	鎌倉	0	3	-
260	東町	33	827	3.99%	400	彦江	0	3	-
370	戸ヶ崎	57	1,613	3.53%	402	彦江2丁目	0	0	-
040	後谷	6	175	3.43%	403	彦江3丁目	0	0	-
271	高州1丁目	39	1,160	3.36%	410	彦沢	0	2	-
120	谷中	11	331	3.32%	412	彦沢2丁目	0	0	-
020	小谷堀	6	181	3.31%	413	彦沢3丁目	0	0	-
615	鷹野5丁目	24	726	3.31%	420	番匠免	0	6	-
374	戸ヶ崎4丁目	11	355	3.10%	422	番匠免2丁目	0	12	-
290	寄巻	6	195	3.08%	423	番匠免3丁目	0	1	-
451	彦野1丁目	11	363	3.03%	430	上口	0	14	-
371	戸ヶ崎1丁目	38	1,286	2.95%	431	上口1丁目	0	410	-
614	鷹野4丁目	18	637	2.83%	432	上口2丁目	0	2	-
080	仁蔵	3	114	2.63%	433	上口3丁目	0	0	-
272	高州2丁目	24	1,015	2.36%	440	彦倉	0	1	-
571	新和1丁目	8	358	2.23%	442	彦倉2丁目	0	5	-
373	戸ヶ崎3丁目	32	1,506	2.12%	450	彦野	0	3	-
372	戸ヶ崎2丁目	25	1,190	2.10%	452	彦野2丁目	0	0	-
552	彦川戸2丁目	1	49	2.04%	460	下彦川戸	0	21	-
100	幸房	17	891	1.91%	470	上彦川戸	0	25	-
585	栄5丁目	3	162	1.85%	490	彦成	0	0	-
581	栄1丁目	10	548	1.82%	493	彦成3丁目	0	119	-
070	大広戸	3	176	1.70%	494	彦成4丁目	0	177	-
010	半田	12	708	1.69%	500	彦音	0	0	-
110	岩野木	4	238	1.68%	502	彦音2丁目	0	49	-
501	彦音1丁目	2	119	1.68%	503	彦音3丁目	0	44	-
441	彦倉1丁目	5	320	1.56%	510	彦糸	0	0	-
491	彦成1丁目	12	771	1.56%	512	彦糸2丁目	0	19	-
598	早稲田8丁目	7	453	1.55%	513	彦糸3丁目	0	118	-
613	鷹野3丁目	8	525	1.52%	520	采女新田	0	1	-
030	前間	2	137	1.46%	521	采女1丁目	0	211	-
596	早稲田6丁目	9	617	1.46%	540	泉	0	0	-
603	三郷3丁目	2	146	1.37%	541	泉一丁目	0	302	-
572	新和2丁目	8	585	1.37%	542	泉二丁目	0	297	-
380	谷口	17	1,298	1.31%	543	泉三丁目	0	55	-
274	高州4丁目	3	237	1.27%	562	天神2丁目	0	0	-
492	彦成2丁目	10	803	1.25%	582	栄2丁目	0	0	-
594	早稲田4丁目	4	328	1.22%	584	栄4丁目	0	131	-
551	彦川戸1丁目	9	751	1.20%	591	早稲田1丁目	0	308	-
495	彦成5丁目	2	167	1.20%	602	三郷2丁目	0	170	-
561	天神1丁目	4	342	1.17%	621	さつき平1丁目	0	21	-
050	田中新田	1	86	1.16%	622	さつき平2丁目	0	35	-
595	早稲田5丁目	5	444	1.13%	631	新三郷らんシティ1丁目	0	268	-
573	新和3丁目	3	285	1.05%	632	新三郷らんシティ2丁目	0	14	-
611	鷹野1丁目	9	860	1.05%	633	新三郷らんシティ3丁目	0	15	-
090	茂田井	3	289	1.04%	651	ピアラシティー1丁目	0	12	-
421	番匠免1丁目	6	607	0.99%	652	ピアラシティー2丁目	0	95	-
160	市助	2	223	0.90%	641	中央一丁目	0	344	-
511	彦糸1丁目	3	369	0.81%	643	中央三丁目	0	333	-
390	花和田	3	401	0.75%	671	インター南一丁目	0	22	-
401	彦江1丁目	3	451	0.67%	672	インター南二丁目	0	31	-
411	彦沢1丁目	2	332	0.60%	673	インター南三丁目	0	0	-
642	中央二丁目	2	513	0.39%					
597	早稲田7丁目	2	518	0.39%					
645	中央五丁目	2	547	0.37%					
644	中央四丁目	1	389	0.26%					
601	三郷1丁目	1	406	0.25%					
593	早稲田3丁目	1	451	0.22%					
592	早稲田2丁目	1	490	0.20%					
480	上彦名	1	503	0.20%					

市全体	空家数 (棟)	694
	家屋棟数 (R3.1.1) (棟)	37,697
	空家率	1.84%

(3) 空家等に関する相談対応状況

本市での空家等に関する相談件数は令和元年の59件をピークに減少傾向となっており、令和3年度では、21棟に対し、28件の相談が寄せられました。

空家法の施行日以降の本市における空家等に関する相談対応状況は以下のとおりです。なお、集計期間は、平成27年5月1日から令和4年3月31日までとしています。

表5 年度別の相談対応状況及び解決数・解決率

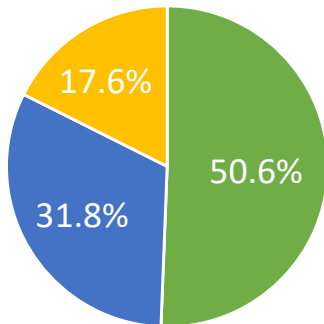
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
相談棟数	16	32	39	35	32	29	21	204
相談件数	23	58	49	58	59	49	28	324
相談件数に対する解決数	224							
解決率	69.1%							

表6 相談内容内訳（相談件数ベース）

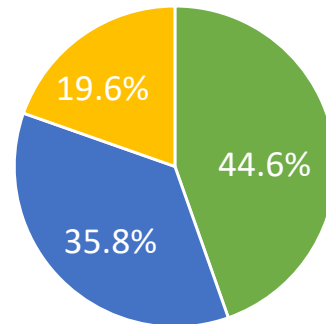
樹木繁茂	164件
家屋破損	103件
その他（動物等）	57件
合計	324件

表7 相談内容内訳（棟数ベース）

樹木繁茂	91棟
家屋破損	73棟
その他（動物等）	40棟
合計	204棟



■ 樹木繁茂 ■ 家屋破損 ■ その他（動物等）



■ 樹木繁茂 ■ 家屋破損 ■ その他（動物等）

図12 相談内容内訳（相談件数ベース）

図13 相談内容内訳（棟数ベース）

※集計期間…平成27年5月1日～令和4年3月31日（空家法施行日以降）